修了試験時
持込不可

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出していただきますので、ご注意ください。

東京都環境局

検証主任者等新規講習会について

- 本動画は**検証主任者等新規講習会（区分1）**の動画です。
- 本講習会では、以下のガイドラインに関する動画を公開しています。
  - ・特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
  - ・特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン
  - ・検証機関の登録申請ガイドライン
- 本講習会の修了には、受講申込をし、**本講習会に係る全ての動画を視聴**後、修了試験を受験いただき、**試験に合格**する必要があります。

修了試験について

- 修了試験は、**各ガイドラインと「制度概要」から出題**されます。
- 修了試験は、**各ガイドラインと制度概要を持ち込む**ことができます。**その他の資料は試験に持ち込めません**。
- 本動画は各ガイドラインの内容を抜粋した補助的な教材となりますので、**各ガイドラインをダウンロードの上、必ず御確認ください**。

本動画について

- 本動画では、**特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン**について説明します。お手元に同ガイドラインをご用意いただき、**合わせてご覧ください**。
- ガイドラインは以下のURLからダウンロードできます。

  https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html

  本動画では、**特定温室効果ガス排出量算定報告書**についても説明します。
- 算定報告書は以下のURLからダウンロードできます。

  https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/countermeasure.html

  本動画は、ガイドラインに基づいて作成しています。**最新情報は環境局ホームページ等をご確認ください**。

本動画について

目次	動画No
第1部　本ガイドラインについて	動画No.1
第1章　本ガイドラインの目的	
第2章　本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期	
第2部　特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定	動画No.2
第1章　算定と検証の概要	
第2章　事業所範囲のとらえ方	
第3章　排出活動・燃料等使用量監視点の特定	動画No.3
第4章　燃料等使用量の把握	
第5章　温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定	
第6章　温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法	動画No.4
第3部　　基準排出量の算定	
第1章　基準排出量の算定	

説明の内容

(算定ガイドライン 目次)

第1部　本ガイドラインについて

第2部　特定温室効果ガス排出量及び
原油換算エネルギー使用量の算定

第3部　基準排出量の算定

スライド上部にガイドラインの該当ページを表示します。
ご視聴の際は参考にしてください。

第１部　本ガイドラインについて

（算定ガイドライン pp.1-10）

第１章　本ガイドラインの目的

第２章　本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期

本ガイドラインの目的

（算定ガイドライン pp.1-2）

- **本制度**の**実効性**及び**信頼性**を**高める**ことを**目的**とする。
- **事業者側の視点から、事業者**が**特定温室効果ガス**（エネルギー起源のCO_2）の**排出量**を一定の基準に基づき正確に**算定・報告するための手順を記載。**
- 第三者に**検証される際のポイントを記載。**

特定温室効果ガス	エネルギー起源 CO_2	・電気事業者から供給された電気の使用 ・都市ガスの使用 ・重油の使用 ・熱供給事業者から供給された熱の使用 ・その他エネルギーの使用等	報告対象となる温室効果ガス排出量	総量削減義務あり
その他ガス	非エネルギー起源 CO_2	・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生する CO_2 ・廃棄物燃料の使用等		総量削減義務なし
	CO_2 以外のガス	・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンや N_2O 等		
	水の使用、下水への排水			

特定温室効果ガスの排出量については、登録検証機関の「検証結果」を添えて東京都に報告することを義務付けている。

第1部　本ガイドラインについて

（算定ガイドライン pp.1-10）

第1章　本ガイドラインの目的

第2章　本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期

本制度の対象となる事業所

（算定ガイドライン pp.4−5）

本制度の対象は、**原油換算で1,500kL以上**のエネルギーを使用する
大規模**事業所**である。

●**指定**地球温暖化対策事業所
事業所のエネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上となった場合、
指定を受けることになる。
毎年度特定温室効果ガス**排出量を算定**し、**検証**を受けて**都に報告**する。

●**特定**地球温暖化対策事業所
年度の途中から使用開始された年度を除いて原油換算エネルギー使用量が
1,500kL以上の年度が**3年度続いた場合**に指定を受ける。
排出量の算定・検証に加えて、**削減義務**が生じる。

●**指定相当**地球温暖化対策事業所（第2計画期間以降に適用）
エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上となった事業所のうち、
中小企業等が二分の一以上所有するもので**削減義務の対象外**である。
毎年度特定温室効果ガス**排出量を算定**し、**都に報告**するが、**検証**は**不要**。

本制度の義務者

（算定ガイドライン p.6）

■原則として**事業所の所有者**が義務を負う者となる。

以下に示す者は、届出により所有者に代わり、又は所有者と共同して義務を負うことができる。

- 区分所有されている場合の管理組合法人
- 信託されている場合の信託受益者（証券化され、かつ、信託されている場合のSPC（特定目的会社）＝信託受益者を含む。）
- 証券化され、かつ、SPCが直接所有している場合のアセットマネージャー
- 証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー
- PFI 事業として整備されている場合のSPC
- 主要なテナント等事業者　**※ 所有者等と共同で義務を負う場合に限る。**
（①特定テナント等事業者、②単独で5割以上排出している場合のテナント、
③複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント）
- その他契約等により設備更新等の権限を有する者

算定実施時期

（算定ガイドライン p.8）

（1）指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書

初めて**前年度**の原油換算エネルギー使用量が
1,500kL以上となった年度の**10月末日まで**

（2）地球温暖化対策計画書

指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度から
毎年度11月末日まで

（3）基準排出量決定申請書

削減義務開始年度の**9月末日まで**

特定温室効果ガス排出量算定報告書の構成

＜地球温暖化対策事業所の概要＞

1　事業所の概要

　　名称、所在地、指定番号、延べ面積

2　排出量算定に係る事項

（1）　事業所境界の図示

（2）　事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

　　事業所内の建物配置図、燃料等使用量監視点の図示

（3）　算定体制

　　算定責任者の氏名・部署・役職、算定担当者の氏名・部署・役職・連絡先、算定体制図

＜燃料等使用量に関する情報＞

（4）燃料等使用量監視点

　　燃料等使用量監視点のNo.、排出活動、燃料等の種類、監視点の位置

（5）燃料等使用量

　　燃料等使用量監視点ごとの情報（排出活動、燃料等の種類、供給会社、把握方法、計量器の種類、検定等の有無、都市ガスメーター種等、単位、入力方法、月別使用量）

（6）燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

　　燃料・熱の種類、使用量等、熱量、特定温室効果ガス排出量

特定温室効果ガス排出量算定報告書の作成と報告

＜特定温室効果ガス排出量算定報告書作成から提出まで＞

1.ガイドラインに従って算定報告書を作成する。

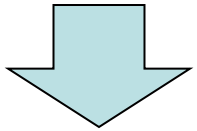

2.登録検証機関の**検証**を受ける。

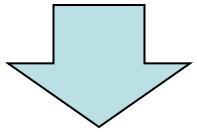

3.特定温室効果ガス排出量算定報告書に検証報告書を添付して提出する。

※特定温室効果ガス排出量算定報告書は下記URLからダウンロードできます。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/countermeasure.html

本制度の対象となる事業所

（算定ガイドライン pp.9−10）

※詳細はガイドラインの該当ページをご参照ください

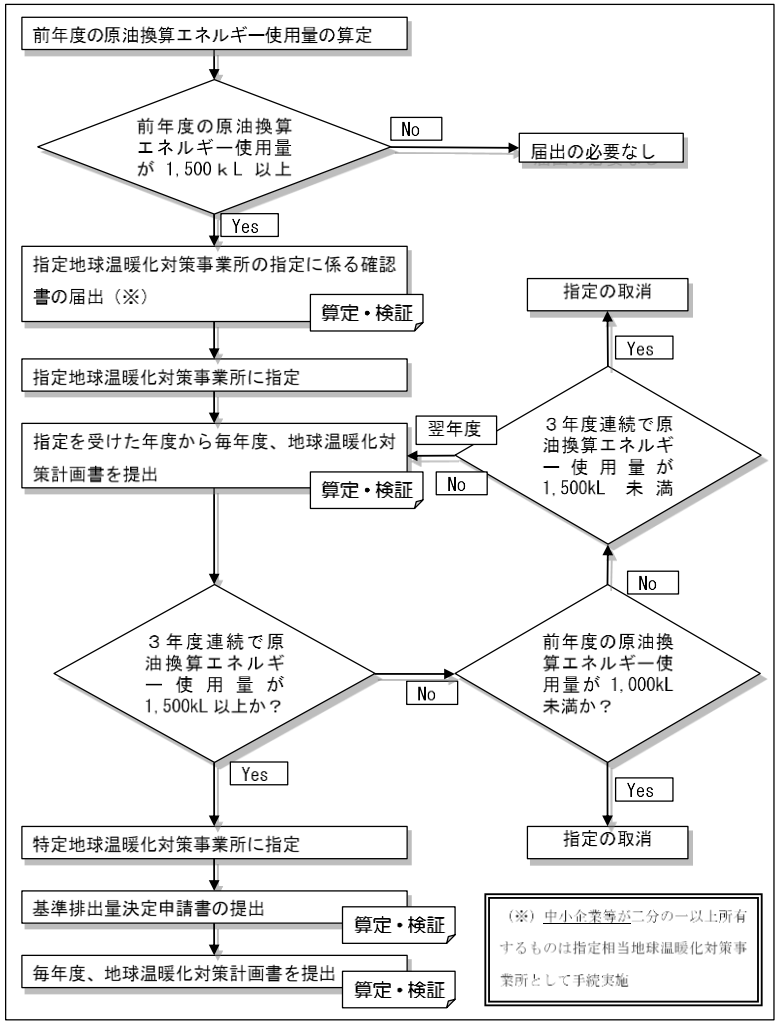

＜参考＞　指定の時期と削減義務期間

原油換算エネルギー使用量が、1,500kL 以上となる年度別に、対象事業所に指定される年度及び削減義務期間を整理すると次のとおりとなる。

	第3計画期間					第4計画期間				
3年連続1500kL以上の該当年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
R3-4	○	●	●	●	削減義務					
指定→特定		△指定	▲指定	条件付特定	特定					
R4-5		○	●	●	●	削減義務				
指定→特定			△指定	▲指定	条件付特定	特定				
R5-6			○	●	●	●	削減義務			
指定→特定				△指定	▲指定	条件付特定	特定			
R6-7				○	●	●	●	削減義務		
指定→特定					△指定	▲指定	条件付特定	特定		
R7-8					○	●	●	●	削減義務	
指定→特定						△指定	▲指定	条件付特定	特定	
R8-9						○	●	●	●	削減義務
指定→特定							△指定	▲指定	条件付特定	特定

○　：原油換算エネルギー使用量が 1,500ｋL 以上となった年度（1 年未満の稼動）

●　：原油換算エネルギー使用量が 1,500ｋL 以上となった年度（満 1 年間稼動）

△指定：○の年度に 1,500ｋL 以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

▲指定：●の年度に 1,500ｋL 以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

（事業所からの届出(指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書)→知事による指定・通知）

条件付特定：特定地球温暖化対策事業所となる前年度に、通知を行った年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上になった場合に特定地球温暖化対策事業所となる旨の条件を付けて「特定地球温暖化対策事業所の指定」が通知される。

（事業者からの届出(地球温暖化対策計画書)→知事による指定・通知）

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度

：削減義務の対象となる期間（2010 年度以降で特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から）